

在来工法による 木造住宅耐震診断についてご案内

一般社団法人富山県建築士事務所協会

令和6年1月1日に能登半島地震が発生しました。昭和56年5月以前に建築された耐震化されていない家屋が多く存在し、家屋が倒壊するなど多くの犠牲者がいました。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、6千人を超える犠牲者の8割以上が倒壊家屋による圧死であると言われており、既存木造住宅の耐震性の向上は、地震対策上欠くべからざることですが、残念ながら遅々として進展しないのが現状です。

このようなことから、富山県では、震災に強いまちづくりを促進するため、一戸建ての木造住宅の耐震診断を実施する場合に、その費用の一部を助成する支援事業を実施しています。

本協会は、これまでこの耐震診断支援業務の実施機関として、協力させていただいています。

つきましては、是非この機会に我が家の地震に対する強さを診断されることをお勧めいたします。

耐震診断費用の個人負担額は、

◎延べ面積が280m²以下の場合

図面がある場合 …… 2,000円
ない場合 …… 4,000円

◎延べ面積が280m²超の場合

図面がある場合 …… 3,000円
ない場合 …… 6,000円 です。

お申込み用紙については裏をご覧ください。不明な点は、当協会事務局におたずねください。

(TEL 076-442-1135)

木造住宅耐震診断申込書

まず、次のことをご確認ください。

- 建設時期等 着工が昭和 56 年 5 月 31 日以前のもの
(昭和 56 年 6 月 1 日以後の増築部分がある場合
は、その部分が全体の半分未満であるもの)
又は
 令和 6 年能登半島地震において被災し、罹災証
明(準半壊以上に限る。ただし、市町村が認め
る一部損壊のものを含む。)を受けたもの
- 構 造 在来構法による木造
 階 数 平屋 又は 2 階建てのもの
 建 て 方 一戸建て住宅
 用 途 併用部分(店舗・作業場等)がある場合は
その部分が全体の半分未満である
 適 法 性 違法建築物ではないもの

すべての項目にあてはまる建物は「富山県木造住宅耐震診断支援事業」の対象となりますので、診断をご希望の方は、下記の必要事項を記入し、ファックス又は郵送で、お申込みください。

お 名 前	
診断する住宅の 所 有 者	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ <input type="checkbox"/> その他()
診断する住宅の ご 住 所	(〒 -)
お 電 話 番 号	
連絡先電話番号	昼間、こちらから連絡をとれる番号をお願いします。